

○安中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱

平成21年10月13日

安中市告示第107号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の住宅への再生可能エネルギーを利用した設備の設置を支援し、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進を図るため、その設置に係る費用の一部について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令3告示52・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 住宅 自ら居住し、その者の住民票に記載されている住所に存する建築物（住居部分が2分の1以上を占める店舗等の併用建築物を含む。）であって、賃貸住宅、別荘等の一時的に使用する建築物を除くものをいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽の光を電気（直流）に変換する太陽電池と、その電気を家庭で使用する交流電流に変換するインバータなどで構成されるシステムをいう。
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム 定置用のリチウムイオン蓄電池（リチウムイオンの酸化及び還元により電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）に加え電力変換装置が一体的に構成されているシステムで、蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上のものをいう。
- (5) 太陽熱利用温水器 太陽熱を利用して温水を作り、風呂場、台所等の給湯に用いるために一般家庭に備え付けられる温水器をいう。
- (6) 木質ペレットストーブ 木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉碎したおが粉を円筒状に固めたもの）を燃料として使用する暖房機をいう。

(平24告示88・平25告示35・令3告示52・一部改正)

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅用再生可能エネルギーシステム（以下「対象機器」

という。)は、次の各号に掲げるものとし、各対象機器は別表第1に掲げる対象機器ごとの機器要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 太陽熱利用温水器
- (4) 木質ペレットストーブ

(令3告示52・全改)

(補助金の対象となる費用)

第4条 補助金の対象となる費用は、次の各号に掲げる対象機器の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光モジュール、架台、接続箱、直流・交流側開閉器、インバータ、保護装置、余剰電力販売用電力量計等の購入及び設置に係る費用
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム 定置用リチウムイオン蓄電池及び附属品等の購入及び設置に係る費用
- (3) 太陽熱利用温水器 太陽熱利用温水器の購入費及び設置に係る費用
- (4) 木質ペレットストーブ 木質ペレットストーブの購入費及び設置に係る費用

(令3告示52・全改)

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、市民であり、市税を滞納していない者であって次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 交付申請を行う住宅において、過去に市の補助金を利用して導入した対象機器が設置されていない住宅に居住する者
- (2) 建売住宅供給者等から市内にある対象機器（未使用品に限る。）が設置された住宅を購入し、居住した者

(平22告示38・平23告示37・平25告示35・平26告示21・令3告示52・一部改正)

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表第2に掲げる対象機器ごとに定める額とする。この場合において、前段の対象機器ごとに定める額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(令3告示52・一部改正)

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象機器の設置工事費用の支払を完了した日から90日以内かつ当該対象機器を設置した年度の3月31日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる対象機器ごとに定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該申請を同時に行う等の理由により、市長が重複する書類を提出する必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 同一の住宅における補助金の申請は、対象機器ごとにそれぞれ1回限りとする。

（平25告示35・全改、平26告示21・平30告示51・令3告示52・一部改正）

（木質ペレットストーブ使用に関する誓約書）

第8条 木質ペレットストーブの補助金申請者は補助金交付申請書（様式第1号）と併せて木質ペレットストーブ使用誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付の可否決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請を受け付けた後、速やかに内容を審査するとともに、必要な調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、速やかに補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（平25告示35・一部改正）

（補助金請求書の提出）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（平25告示35・全改、令3告示52・一部改正）

（補助金の交付）

第11条 市長は前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（平25告示35・旧第12条繰上）

（管理）

第12条 補助対象者は、対象機器をその減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間中、善良な管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てなければならない。

2 補助対象者は、法定耐用年数の期間内に対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ住宅用再生可能エネルギーシステム処分通知書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(平25告示35・旧第13条繰上・一部改正、令3告示52・一部改正)

(調査協力)

第13条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて対象機器の売電量及び買電量のデータの提供その他の調査について協力を求めることができる。

(平25告示35・追加、令3告示52・一部改正)

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付取消決定通知書(様式第6号)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 対象機器の法定耐用年数の期限内において、正当な理由なく当該機器を処分したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

(平25告示35・旧第14条繰上・一部改正、令3告示52・一部改正)

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助対象者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(平25告示35・旧第15条繰上・一部改正、令3告示52・一部改正)

(その他)

第16条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平25告示35・旧第16条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年11月1日から施行し、同日以後に太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)の実施する補助金の交付決定を受けた対象機器について適用する。

(平21告示121・旧附則・一部改正)

(平成21年度における補助金交付の特例)

- 2 前項の規定にかかわらず、平成21年11月1日から平成22年1月31日までの間に新築住宅への設置工事を着工した対象機器に限り、太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)の実施する補助金の交付決定を平成21年10月31日以前に受けている場合も、補助の対象機器とすることができる。

(平21告示121・追加)

- 3 前項に規定する対象機器について、補助申請を行い、第9条に規定する補助金交付の決定を受けた補助事業者で、補助事業の完了日が交付決定の日以前となる者の完了届及び補助金請求書の提出期限は、第12条の規定にかかわらず、交付決定の通知を受けた日から30日以内とする。

(平21告示121・追加)

附 則 (平成21年12月4日告示第121号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに改正前の安中市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成22年3月30日告示第38号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに改正前の安中市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成23年3月25日告示第37号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日告示第88号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第35号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に申請のあった補助金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月10日告示第21号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月3日告示第15号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に申請のあった補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日告示第51号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日告示第114号）抄

この告示は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第52号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の安中市住宅用スマートエネルギーシステム設置補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う申請に係る補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の安中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う申請に係る補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、太陽光発電システムの支払いを完了し、かつ当該システムに係る電力の受給が開始とならなかった場合において、改正後の第7条にかかわらず、なお従前の例とする。

（安中市太陽熱利用温水器設置費補助金交付要綱の廃止）

4 安中市太陽熱利用温水器設置費補助金交付要綱（平成18年安中市告示第122号）は廃止する

別表第1（第3条関係）

（令3告示52・全改）

対象機器	機器要件
太陽光発電システム	<p>(1) 当該システムを設置した住宅に電力を供給するための太陽光発電システムであること。</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10キロワット未満の設備であること。</p> <p>(3) 日本工業規格等で認められていること。</p> <p>(4) 未使用品であること（中古品は対象外とする。）。</p> <p>(5) 太陽電池モジュール本体の機器費用が無償ではないこと。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 太陽光発電システムが設置された住宅に新たに定置用リチウムイオン蓄電池を設置し、又は太陽光発電システムとともに定置用リチウムイオン蓄電池を設置し、常時太陽光発電システムと接続していること。</p> <p>(2) 当該システムを設置した住宅に電力を供給するための定置用リチウムイオン蓄電システムであり、太陽光発電システムと接続して使用するために設置されたものであること。</p> <p>(3) リチウムイオン蓄電池及びインバータ等の電力変換装置を備え、クリーンエネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものであって、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。</p> <p>(4) 未使用品であること（中古品は対象外とする。）。</p>
太陽熱利用温水器	<p>(1) 未使用品であること（中古品は対象外とする。）。</p>
木質ペレットストーブ	<p>(1) 木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉碎したおが粉を円筒状に固めたもの）を燃料として使用する暖房機であること。</p> <p>(2) 木質ペレット以外の燃料を使用しないこと。</p>

	(3) 未使用品であること（中古品は対象外とする。）。
--	-----------------------------

別表第2（第6条関係）

（令3告示52・全改）

対象機器	補助金額
太陽光発電システム	1万円に最大出力キロワットを乗じて得た額とし、5万円を限度とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	1万円に蓄電容量キロワットアワーを乗じて得た額とし、6万円を限度とする。
太陽熱利用温水器	補助対象費用（消費税を含まない）の10パーセントに相当する額とし、1万5,000円を限度とする。
木質ペレットストーブ	補助対象費用（消費税を含まない）の10パーセントに相当する額とし、5万円を限度とする。

別表第3（第7条関係）

（令3告示52・全改）

対象機器	添付書類
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象機器の設置工事契約書の写し又は購入契約書の写し</li> <li>(2) 対象機器の仕様や規格など、公称最大出力が確認できる書類（カタログ、仕様書等）の写し</li> <li>(3) 領収書（対象機器について全額支払したことが確認できるもの）の写し及び内訳明細書（対象機器の金額の内訳が分かるもの）の写し</li> <li>(4) 保証書の写し</li> <li>(5) 対象機器設置写真（住宅の外観、太陽光パネル及びパワーコンディショナ（全体を写したもの、及び型番等が読み取れるように近づいて写したもの））</li> <li>(6) 住民票の写し（発行日から3箇月以内の世帯全員のもの）</li> <li>(8) 対象機器の設置場所の案内図</li> <li>(9) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象機器の設置工事契約書の写し又は購入契約書の写し</li> <li>(2) 対象機器の仕様や規格など、蓄電容量が確認できる書類（カタログ、仕様書等）の写し</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 領収書（対象機器について全額支払したことが確認できるもの）の写し及び内訳明細書（対象機器の金額の内訳が分かるもの）の写し</li> <li>(4) 保証書の写し</li> <li>(5) 対象機器設置写真（対象機器を設置した住宅の外観、及び対象機器（全体を写したもの、及び型番等が読み取れるように近づいて写したもの）</li> <li>(6) 住民票の写し（発行日から3箇月以内の世帯全員のもの）</li> <li>(7) 対象機器の設置場所の案内図</li> <li>(8) 接続する住宅用太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類</li> <li>(9) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
太陽熱利用温水器	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象機器の設置工事契約書の写し又は購入契約書の写し</li> <li>(2) 領収書（対象機器について全額支払したことが確認できるもの）の写し及び内訳明細書（対象機器の本体価格と工事費の内訳が分かるもの）の写し</li> <li>(3) 保証書の写し</li> <li>(4) 対象機器の仕様、規格等が判別できる資料（カタログ等）</li> <li>(5) 設置場所案内図</li> <li>(6) 住民票の写し（発行日から3箇月以内の世帯全員のもの）</li> <li>(7) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
木質ペレットストーブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象機器の設置工事契約書の写し又は購入契約書の写し</li> <li>(2) 領収書（対象機器について全額支払したことが確認できるもの）の写し及び内訳明細書（対象機器の本体価格と工事費の内訳が分かるもの）の写し</li> <li>(3) 保証書の写し</li> <li>(4) 対象機器の仕様、規格等が判別できる資料（カタログ等）</li> <li>(5) 設置場所案内図</li> <li>(6) 住民票の写し（発行日から3箇月以内の世帯全員のもの）</li> <li>(7) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

様式第1号（第7条関係）

（令3告示52・全改）

様式第2号（第8条関係）

（平25告示35・全改、令3告示52・一部改正）

様式第3号（第9条関係）

（平25告示35・全改、令3告示52・一部改正）

様式第4号（第10条関係）

（平25告示35・全改、平26告示21・令3告示52・一部改正）

様式第5号（第12条関係）

（平25告示35・全改、令3告示52・一部改正）

様式第6号（第14条関係）